

株式分割に関する基準日設定公告

平成 24 年 9 月 14 日

株主各位

東京都新宿区西新宿八丁目 14 番 24 号
株式会社 ベクター
代表取締役社長 梶並 伸博

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 1 日（月）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、平成 24 年 9 月 30 日（日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割と同時に、平成 24 年 10 月 1 日（月）付をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 24 年 9 月 26 日（水）付をもって、大阪証券取引所における売買単位は、1 株から 100 株に変更となります。
- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、平成 24 年 10 月下旬にお届出住所宛てにお送りする予定です。
- 平成 24 年 10 月 1 日（月）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等、または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関
連絡先

三井住友信託銀行株式会社
〒183-8701 東京都府中市日鋼町 1 番 10
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-176-417

以上